

目次

- 1 概要

- 2 窓口における申請
 - (1) 申請の受理
 - (2) 接種記録の照会・確認
 - (3) 交付
 - (4) 再交付等

- 3 郵便等による申請
 - (1) 申請の受理
 - (2) 接種記録の照会・確認
 - (3) 交付
 - (4) 再交付等

- 4 電子情報処理組織を使用した申請
 - (1) 申請の受理
 - (2) 接種記録の照会・確認
 - (3) 交付
 - (4) 再交付等

- 5 新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付を行う場合
 - (1) 申請の受理
 - (2) 各市町村において保有しているワクチン接種に係る記録の照会と確認
 - (3) 交付

6 証明書等自動交付サービスによる申請

- (1) 申請の受理
- (2) 各市町村において保有しているワクチン接種に係る記録の照会と確認
- (3) 交付

7 その他

- (1) 要配慮者への対応
- (2) VRS未登録者への対応

添付資料

- ・新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 交付申請書（ひな形）

改版履歴	発出日	改訂内容
初版	令和3年7月26日	初版
2.0版	令和3年8月19日	電子情報処理組織を使用した申請について追記
3.0版	令和3年9月27日	申請要件の緩和に係る修正
4.0版	令和3年12月1日	追加接種に係る修正
5.0版	令和3年12月20日	デジタル化に係る修正
6.0版	令和4年1月21日	別名等の併記の取扱に係る修正
7.0版	令和4年7月26日	証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係る修正
8.0版	令和4年12月9日	枠外接種の証明書について追記

1 概要

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）は、接種者からの申請に基づき、法定受託事務である新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務の一手法として、

- ・ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が住民に対して実施した予防接種の記録等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第96号。以下「改正省令」という。）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正省令第2条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）附則第18条の2の規定に基づいて、当該予防接種を実施した市町村において
- ・ 市町村が住民に対して実施した予防接種に相当する予防接種（以下「枠外接種」という。）の記録等については、改正省令附則第5項の規定により読み替えて適用する施行規則附則第18条の2の規定に基づいて、枠外接種を受けた者又は当該枠外接種を行った者から当該枠外接種に関する証明書の提出を受けた市町村又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた市町村において

発行し交付するものである。本マニュアルは、市町村が行う接種証明書発行の事務に関するマニュアルである。

接種証明書には、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と接種者に関する事項（氏名、生年月日など）を記載することとし、発行に当たっては、以下の流れにより行うこととする。

- ・ 窓口、郵送又は電子情報処理組織で申請を受理
- ・ 各市町村において保有している予防接種記録を使用して審査・入力
- ・ 窓口、郵送又は電子情報処理組織で証明書を交付

2 窓口における申請

(1) 申請の受理

ア 接種証明書の申請をする者が別添の申請書を作成し、提出することを基本とする。記載事項を追加するなど、別の様式によることも差し支えない。

申請書の受理に当たっては、特に申請書のほかに提示又は提出を求めた書類と申請書の記載に齟齬がないかなど、記載不備がないかを確認する。また、後日交付とする場合は、交付の方法（対面又は郵送等）や交付日の伝達方法等を申請者に説明する。

ローマ字氏名や旅券番号等が記載される海外用の接種証明書の申請の場合、旅券（旅券に準じる渡航文書を含む。5を除き以下同じ。）又はその写しの提示があった場合のみに発行できる取り扱いとする。また、可能な限り、発行する接種証明を活用することで入国時の防疫措置の緩和等がなされる国・地域に関する情報を申請者に説明することが望ましい。具体的に利用が可能となる対象国・地域及びその緩和措置については、外務省のWebページにおいて適時情報提供している。

旅券番号等が記載されない国内用の接種証明書の申請の場合、申請を受理する前に、予防接種済証や予防接種記録書が国内では活用可能であることを申請者に説明することが望ましい。

イ 本人確認及び記載事項確認のために、海外用の接種証明書の場合、旅券又はその写しの提示を求める。申請者が旅券又はその写しの提示が困難な場合、必要な記載事項が入力できないため、海外用の接種証明書の発行は行わない。有効期限を確認することにより旅券が有効であるかを確認する。

旅券番号等が記載されない国内用の接種証明書の申請の場合、本人確認のために、少なくとも漢字氏名及び生年月日が記載された書類又はその写しの提示を求めること。なお、ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた接種記録の照会に当たって、接種券番号又は個人番号が不明である場合は「氏名・生年月日・性別の3情報」での照合が必要であるため留意が必要。

申請者が旧姓・別姓・別名や通称名（以下「別名等」という。）の併記を求める場合は、別名等が確認できる確認書類（例えば、ローマ字氏名であれば旅券、漢字氏名であれば、別名等の併記された個人番号カード、運転免許証、住民票の写し、旧姓が確認できる戸籍などが考えられる。）の提示を求める（別名等が元々ローマ字表記であり、申請時に提示された旅券のみで記載事項確認できる場合は当該旅券での確認のみで可。）。

海外用の接種証明書の場合、接種証明書に記載するローマ字氏名の表記は、旅券の表記と一致させる必要がある。したがって、申請者が、別名併記等の取扱いについて旅券と異なる表記を希望する場合は、まず、申請者が旅券の表記の修正手続を行ってから、その旅券に基づき接種証明書を発行することとなる。その際、併記の有無についても、漢字氏名とローマ字氏名で一致させることを原則とするが、提示されたそれぞれの確認書類だけでは確認が困難であるなどやむを得ないときは、漢字氏名とローマ字氏名で併記の有無が異なる接種証明書を発行しても差し支えない。

予防接種済証等に記載されている氏名が通称名など旅券等の本人確認書類と異なる表記の場合は、本人確認書類に記載されている本名と通称名の対応が確認できる書類（個人番号カード、住民票の写しなどが考えられる）の提示を求めるなどにより、本人確認に遺漏がないようにする。

本人確認及び記載事項確認を行った際は、本人確認及び記載事項確認ができた旨を申請書の余白に記載する方法、提示させた本人確認書類を複写し申請書に貼付する方法等により、本人確認及び記載事項確認の結果を記録することが適当である。

ウ 各市町村において保有している予防接種記録の照会のために必要な書類の提示を求める。当該書類がない場合であっても、そのことをもって申請を拒否するものではないが、接種記録の照会の便宜上、必要な書類であること、当該書類がない場合には、接種証明書の発行に時間を要する可能性があることを申請者に説明する。各市町村の判断で接種事実の確認のために必要な書類（予防接種済証等）を

求めることも可能である。

申請の受理に当たっては、提示又は提出された書類（以下「提出書類」という。）により、申請者に対して、自市町村で接種を受けたかどうかを確認する。提出書類により判断がつかない場合は陳述を求める。

なお、転居等により、申請者が接種を異なる住所地で受けた場合は、自市町村で実施した接種のみの接種証明書を発行し、他の市町村で実施した接種については、当該接種時点で住民登録があった市町村に申請する必要がある旨を説明する。

【接種記録の照会に必要な書類】

ワクチン接種記録システム（VRS）を用いて接種記録を照会するには、

- i) 接種券番号
- ii) 個人番号
- iii) 氏名・生年月日・性別の3情報

のいずれかが必要となることから、原則として、これらを確認できる次の①から③までのいずれかの提出書類を求める。なお、市町村独自の予防接種台帳システム等により申請者の接種記録が特定できる場合は、この限りではない。

- ① 可能な限り、接種券番号がわかる書類として未使用の予診のみ券等の提示を求める。申請者が接種券番号を記憶しているなどにより陳述を求めることも差し支えないが、照会時に、申請者の接種記録であることを十分に確認する必要がある。
- ② 上記①が提示できない場合においては、可能な限り、個人番号が確認できる以下のいずれかの書類の提示を求める。
 - ・ 個人番号カード
 - ・ 通知カード
 - ・ 個人番号が記載された住民票等の公的書類
- ③ 上記①及び②のいずれも提示できない場合、氏名・生年月日・性別の組合せだけでは一意に申請者を特定できない可能性があるため、原則として、接種時点において住民登録がされている住所が記載された本人確認書類の提示を求める。

【接種事実の確認に必要な書類】

各市町村の実情に応じて、接種事実が確認できる以下のいずれかの提出書類を求めることもできる。

- ・ 予防接種済証
- ・ 接種記録書
- ・ 予診票の写し（本人控え）
- ・ 枠外接種に係る接種証明書（7(2)イ参照）

これらの書類を求める場合であっても、これらの書類の提示がないことをもって、直ちに接種証明書の発行ができなくなるものではないが、接種記録の客観的

な確認を行ったり申請者に陳述を求めたりした結果、接種事実に疑義が生じた場合や、接種記録がまだ登録されておらず市町村として接種事実が確認できない場合は、市町村に届く予診票を確認する、接種医療機関による接種事実を証明する書類（例：予診票（医療機関控え）の写し等）を申請者に持参させるなどにより正確な接種事実の確認を行う。その上で、必要があれば接種記録の登録・補正を行った後に、接種証明書を発行する。

エ 現に申請の任に当たっている者が申請者の代理人である場合に、その権限について、委任状を提出する方法により明らかにさせる。

やむを得ない理由により委任状を提示し、又は提出することができない場合には、申請者の依頼により申請の任に当たるものであることを説明する書類の提示、又は提出させる方法その他の市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）が適当と認める方法でも差し支えない。

なお、委任状等の提示又は提出があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、電話により申請者本人を通話口呼び出し、依頼の事実を確認するなど、補充的に代理権限等の確認のための行為を積み重ねることも可能である。

(2) 各市町村において保有している予防接種記録の照会と確認

ア 提出書類の情報をもとに、申請者の接種記録等を照会する。

転居等により、申請者の住所地が接種時で異なる場合、自市町村で実施した接種の接種記録のみ該当することとなるが、その場合は、自市町村で実施した接種のみの接種証明書を発行し、他市町村で実施した接種については、当該接種時点で住民登録があった市町村に申請する必要がある旨を説明する。

接種日時点で、申請者が自市町村の住民であることを住民基本台帳等により確認でき、当該接種事実を自市町村で証明することが妥当であることが確認できた場合は、提出書類に基づき接種記録を登録した上で、接種証明書を発行する。このとき、提出書類を複写し申請書に貼付する方法等により、当該記録に基づき接種記録を登録したことを記録することが適当である。

また、提出書類によっては、接種証明書発行に用いない一部の項目（医師名等）の確認が困難であり、接種証明書発行時点では完全な接種記録を登録できない場合があることから、追って通常の手続により接種記録を登録・補正する際に、当該項目の追記に遺漏がないようにする。その際、同一の者の接種記録を二重登録・誤登録することがないように留意すること。VRS未登録者への対応については、7(2)も参照すること。

イ 予防接種記録を照会した際、複数の該当者がいた場合、個別宛名番号により住民基本台帳の情報と提出書類の情報を突き合わせて確認を行う方法又は接種日、接種会場、家族構成等を申請者本人に確認する方法等により、申請者を特定することが考えられる。

ウ アの照会で該当した対象者の接種記録と、提出書類との一致を確認する。確認の結果、アの照会で該当した対象者の接種記録を補正する必要がある場合には、提出書類を複写し申請書に貼付する方法等により、当該記録に基づき接種記録を補正したことを記録することが適当である。

エ VRSを活用して接種記録の照会及び発行を行うための作業手順の概要は以下のとおりであり、詳細は別途のマニュアルにおいて示す。

- ① 接種券番号、個人番号、氏名・生年月日・性別の3情報のいずれかで、申請者に係る接種記録を照会する。
- ② 接種対象者及び接種記録を確認し、必要があれば登録・補正する。
- ③ (海外用の接種証明書の場合は) 旅券等に記載された追加情報を入力する。
- ④ 接種証明書のプレビューを確認し、問題がなければ印刷する。

(3) 交付

ア 施行規則附則第18条の2第2項に基づく様式第三の様式に規定されている情報について、(2)で照会して確認された者の接種記録や申請者からの提出書類を基に、出力内容を確定する。

イ 接種証明書の様式は、A4縦を想定している。偽造防止対策として、必要な電子署名を付加した二次元コードが記載された接種証明書をVRSから出力する。

二次元コードが記載されている場合には普通用紙に印刷することとするが、二次元コードが記載された接種証明書をVRSから出力することが困難な場合は、住民票などで活用している、複写時に文字が浮かび上がる隠し文字などのコピー防止機能がついた偽造防止用紙へ印刷する。

ウ 印刷された接種証明書を申請者に手渡し、記載内容に誤りがないことを申請者に確認を取った上で交付する。当面、手数料を無料としていること等を踏まえ、一度の申請について1部の発行を原則とする。

エ 電子情報処理組織(市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して接種証明書の交付(以下「電子交付」という。)を行う場合(5及び6に係るものを除く)は、アからウまでに関わらず、個人番号カード等による本人確認がなされたアカウントにおいて、ログイン後にアクセスできる領域に接種証明書をアップロードした上で、申請者がダウンロードすることにより交付することを原則とする。

(4) 再交付等

ア 接種証明書の再交付の申請を受けた場合には、旅券の記載事項に変更がないなど、接種証明書の記載内容の修正の必要がない場合は、本人確認を実施の上で、

例えば旅券の有効期限が満了しているなど、接種証明書を再発行することが不適當である事情が明らかな場合を除き、接種証明書を再交付することができる。なお、海外用の接種証明書の申請で旅券の記載事項に変更がない場合、旅券番号により一意に申請者を特定できるため、必ずしも(1)ウの書類の提示を求める必要はない。

VRSでは、接種証明書の発行履歴を呼び出し再発行する機能を有する。VRS等を活用した接種証明書の再発行の作業手順などは別途のマニュアルにおいて示す。

イ 記載事項に変更がある場合は、新たな接種証明書の発行に該当し、再交付とはならないため、(1)に準じて取り扱う。この場合、以前に発行を受けた接種証明書の提示があれば、(1)ウの書類の提示を求める必要はない。

3 郵便等による申請の場合

(1) 申請の受理

ア 郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）により、申請者から接種証明書の交付を求められた場合は、2(1)アからウまでに掲げる事項のほか、返信用封筒の提出を求める。

その際、申請者に対しては、返送先住所の記載を求めるとともに、返信用封筒への切手貼り付けなどを求める。申請者の求めに応じて、必要料金分の切手が貼られていることを前提に、速達、簡易書留等とすることは差し支えない。また、返送先の住所が記載された本人確認書類の写しの提出を求めるなど、返送先住所として記載された住所の真正性を確認すること。

なお、送付された書面の記載のみでは必要な事項が具体的に明らかにならない場合やこれらの事項に疑義がある場合には、必要に応じ、適宜、電話等により聞き取りを行うなどの対応を行うことが適当である。

申請者の住所以外の場所への送付も可能であるが、いかなる場所でもよいわけではなく、申請者に直接手交した場合と同様に評価できる場所に限り送付することが適当である。このため、理由を厳格に審査し、必要であるときは、送付場所を確認できる資料の提出などを求める。送付場所の例としては、申請者の勤務先、ウにより代理人の権限が明らかにされた場合の代理人の住所などが考えられる。

イ 現に申請の任に当たっている者が本人であることについては、2(1)イ及びウにおいて提示を求める書類の写しを送付させることで明らかにさせる。

ウ 現に申請の任に当たっている者が申請者の代理人である場合は、2(1)エの方法に準じて、その権限を明らかにさせる。

(2) 各市町村において保有している予防接種記録の照会と確認

2 (2)の方法に準じて対応する。

(3) 交付

ア 郵便等による申請に対する接種証明書の交付の方法については、本人確認において確認された申請者の現住所あて郵便等により行うことを原則とする。

ただし、(1)アにより、申請に際して、別に送付場所が明らかにされた場合において、理由及び送付場所が正当と認められるときは、申請者の住所以外の場所あてに行うことができる。

イ その他交付については、2 (3)に準じて取り扱う。

(4) 再交付等

2 (4)の方法に準じて対応する。

4 電子情報処理組織を使用した申請の場合（5及び6に係るものを除く。）

(1) 申請の受理

ア 電子情報処理組織を使用し、申請者から接種証明書の交付の申請を受けることとする場合は、2 (1)アの申請書に記載する事項及び個人番号等を申請者の使用に係る電子計算機から入力して明らかにさせる。

イ アに加え、2 (1)イ及びウに準じて必要な書類の画像情報等を添付、送信させ、これを確認する。

ウ 本人の申請の意思の確認については、署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）が行われた当該申請に係る情報の送信を受けることにより確認する。

エ 交付方法について3 (3)の方法による場合においては、申請の受理の方法について、3 (1)に準じて取り扱う。

オ 申請の受理の方法について、個人番号の入力ではなく接種券番号がわかる書類として未使用の予診のみ券の画像情報等の添付を求める等、ア～エ以外の方法によることも妨げない。

(2) 各市町村において保有しているワクチン接種に係る記録の照会と確認

2 (2)の方法に準じて対応する。

(3) 交付

2 (3)又は3 (3)に準じて取り扱う。

5 新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付を行う場合¹

(1) 申請の受理

ア 新型コロナワクチン接種証明書アプリを使用し、申請者から接種証明書の交付の申請を受けることとする場合は、個人番号カードにより申請者の情報、個人番号等を申請者の使用に係る電子計算機から送信させるとともに、本人確認を行う。イ アに加え、海外用の接種証明書の場合は、旅券に記載された必要な情報を送信させ、これを確認する。

(2) 各市町村において保有しているワクチン接種に係る記録の照会と確認

個人番号カードの情報をもとに、申請者の接種記録等を照会する。照会の結果、該当する接種記録が存在しないなど交付できない事情がある場合、その旨の画面を申請者に表示し、新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子交付以外の手段を案内する。

転居等により、申請者が接種を異なる住所地で受けた場合は、当該接種に係る接種券の発行を行った市町村に申請する必要がある旨の画面を表示し、自市町村で実施した接種のみの接種証明書を発行する。

(3) 交付

接種証明書の記載内容に誤りがないことを確認する旨の画面を申請者に表示した上で交付する。以前交付を受けたものと別の電子計算機からの申請、紛失等により同一の者に対して複数の接種証明書を交付することは差し支えない。

接種証明書の記載内容のうち、漢字氏名については個人番号カードから電子計算機により取得した情報を、ローマ字氏名については旅券から電子計算機により取得した情報を、それぞれ使用する。そのため、字体や別名等の併記の有無等について、電子計算機により取得した情報を使用するのでは支障がある場合は、別の方法により申請する必要がある。

6 証明書等自動交付サービスによる申請²

(1) 申請の受理

ア 証明書等自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）を使用し、申請者から接種証明書の交付の申請を受けることとする場合は、地方公共団体情報システム機構が接種証明書に係るコンビニ交付契約を締結するコンビニエンスストア事業等を行う者のキオスク端末から、個人番号カードにより申請者の情報、個人番号等を送信させるとともに、本人確認を行う。

イ アに加え、海外用の接種証明書の場合は、旅券に記載された必要な情報について、

¹ 新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付については、デジタル庁が提供する同アプリの利用に各市町村が同意した場合にのみ可能となるものであり、この場合において、各市町村での画面操作等の事務は不要。

² 証明書等自動交付サービスによる申請については、当該サービスの利用に各市町村が同意した場合にのみ可能となるものであり、この場合において、各市町村での画面操作等の事務は不要。

令和4年7月21日以降発行の直近の発行履歴としてVRSに記録されている旅券情報（ローマ字氏名、旅券番号等）を使用することとなるため、同日以降に2から5までの方法により接種証明書の交付を受けるなど、事前に発行履歴としてVRSに旅券情報が登録されていないと申請ができない。

(2) 各市町村において保有しているワクチン接種に係る記録の照会と確認

個人番号カードの情報をもとに、申請者の接種記録等を照会する。照会の結果、該当する接種記録が存在しないなど交付できない事情がある場合、その旨の画面を申請者に表示し、コンビニ交付以外の手段を案内する。

転居等により、申請者が接種を異なる住所地で受けた場合は、当該接種に係る接種券の発行を行った市町村に申請する必要がある旨の画面を表示し、自市町村で実施した接種のみの接種証明書を発行する。

(3) 交付

接種証明書の記載内容に誤りがないことを確認する旨の画面を申請者に表示した上で交付する。その際、氏名などの人定事項や接種記録などの記載内容に誤りがないことや、発行履歴として事前にVRSに登録された旅券情報が交付時点で有効なものであることを申請者自身で確認することを求める旨の画面を表示し、発行される内容について申請者の同意を得た上で交付すること。

接種証明書の記載内容のうち、漢字氏名については個人番号カードからキオスク端末により取得した情報を、ローマ字氏名については発行履歴として事前にVRSに登録されている旅券情報を、それぞれ使用する。そのため、字体や別名等の併記の有無等について、これらの方法により取得した情報を使用するのでは支障がある場合は、別の方法により申請する必要がある。

7 その他

(1) 要配慮者に対する対応

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「要配慮者」という。）の保護のため、以下の措置を講じる。

ア 申請者が要配慮者であるかどうかを確認する。なお、VRSの接種対象者情報として要配慮者であることを示す情報が入力されている場合は、VRSにおいて接種記録を照会した際に、その旨が表示される。

イ 申請者が要配慮者である場合には、以下の対応とすること。

① 加害者が判明しており、加害者が代理人として要配慮者に係る申請がなされた場合

申請を拒否する。

ただし、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市区町村長が交付する、又は支

援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。その際、要配慮者の安全確保に十分配慮した対応を行うこと。

② 要配慮者本人から申請がなされた場合

加害者が要配慮者本人になりすまして行う申請に対する交付を防ぐため、郵便等による申請を認めないこととする。

ただし、特別の必要がある場合には、要配慮者に直接確認をとる、あらかじめ代理人を要配慮者と取り決めるなどの措置を講じた上で、申請を認めることとする。

また、本人確認をより厳格に行う。ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

③ その他の第三者から申出がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため、また、加害者の依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐため、利用の目的等を確認するなど厳格な審査を行う。ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

④ 新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付又はコンビニ交付の場合

加害者等に意図せず接種情報等が渡るおそれがあるため、交付ができない旨の画面を申請者に表示し、その他の交付手段を案内する。

(2) VRS未登録者への対応

申請のタイミング等によってはVRSに接種記録が登録されていない場合も考えられる。

ア 市町村が住民に対して実施した予防接種の記録等について

予防接種済証等の提示等により接種事実を確認でき、かつ、接種日時点で、申請者が自市町村の住民であることを住民基本台帳等により確認でき、当該接種事実を自市町村で証明することが妥当であることが確認できた場合は、以下の①から④までに示す状況に応じて、提出書類に基づき接種記録を登録した上で、接種証明書を発行する。このとき、提出書類を複写し申請書に貼付する方法等により、当該記録に基づき接種記録を登録したことを記録することが適当である。

VRS等を活用した接種証明書発行の操作手順などは別途のマニュアルにおいて示す。

なお、申請者が、接種日時点で自市町村の住民でないことを確認した場合は、原則として、接種日時点の住民票所在地に接種記録があることを説明し、当該市町村に対して申請するよう教示する。

① 予防接種済証を持っている場合

接種券が発行されており、接種記録の入力遅れと想定されるため、予防接種済証の内容でVRSに接種記録を入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。

② 接種記録書と接種券の両方を持っている場合

接種後の予診票がまだ市町村に届いていないか、予診票が届いているが入力遅れと想定されるため、接種記録書の内容でVRSに接種記録を入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。

- ③ 接種記録書のみ持っており、個人番号又は3情報で検索すると、接種券番号は付番されている場合

接種券の印刷・送付が遅れていることが想定されるため、接種記録書の内容でVRSに接種記録を入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。

- ④ 接種記録書のみ持っており、個人番号又は3情報で検索しても、接種券番号が付番されていないか、接種対象者としてヒットしない場合

この状態では、接種記録をVRSに登録することができないことから、簡易証明書発行様式を用いて接種証明書を発行する。

イ 枠外接種の記録等について

枠外接種を行った者の発行する記録書等の提示等により接種事実を確認でき、かつ、申請日時点で、申請者が自市町村の住民であることを住民基本台帳等により確認でき、当該接種事実を自市町村で証明することが妥当であることが確認できた場合は、以下の①から③までに示す枠外接種の種類に応じて、提出書類に基づき接種記録を登録した上で、接種証明書を発行する。このとき、提出書類を複写し申請書に貼付する方法等により、当該記録に基づき接種記録を登録したことを記録することが適当である。

VRSを活用した接種証明書発行の操作手順などは別途のマニュアル等において示す。（枠外接種に特有の手順等があることに留意すること。）

なお、申請者が、申請日時点で自市町村の住民でないことを確認した場合は、原則として、申請日時点の住民票所在地に対して申請するよう教示する。

- ① 海外在留邦人等に対する新型コロナワクチン接種事業による予防接種

海外在留邦人等に対する新型コロナワクチン接種事業において接種を受けた者については、（ア）新型コロナワクチン接種記録書並びに（イ）日本国外務大臣名及び日本国厚生労働大臣名の予防接種証明書の2点の書類の提示を受け、その内容をVRSに入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。

接種証明書の発行に必要な情報に不足がある場合は、別紙のフォームを用いて外務省へメールで照会を行う。

※ なお、「接種会場名」は、上記（ア）のみに記載があり、上記（イ）には記載がない。そのため、申請者から上記（ア）の提示がなく接種会場名が不明な場合は、申請者から接種会場名の聞き取りを行った上でVRSに内容を入力する。聞き取りにより接種会場名を把握することができない場合は、別紙のフォームを用いて外務省に照会を行う。

照会先：外務省 領事局 帰国邦人新型コロナウイルス・ワクチン接種支援室

03-5501-8502 ryouwa@mofa.go.jp

② 防衛省が雇用し在日米軍基地に勤務する従業員に在日米軍が行う予防接種

在日米軍によるワクチン接種を受けた在日米軍従業員（通称：MLC、IHA、MC）への予防接種については、当該従業員の雇用主である防衛省が交付する防衛大臣名の予防接種証明書（提示又は）又は防衛省が発行する接種記録（CDCカード）及び在日米軍従業員の証（駐留軍要員健康保健組合員証又はMLC、IHA若しくはMCの記載のある在日米軍施設への入門パス）の提示を受け、その内容をVRSに入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。接種証明書の発行に必要な情報に不足等がある場合は、防衛事務所（局）へ照会を行う。

照会先：三沢防衛事務所 0176-53-3191（勤務先：青森県の米軍施設）
横田防衛事務所 042-551-6722（勤務先：埼玉県、東京都の米軍施設）
横須賀防衛事務所 046-822-2492（勤務先：神奈川県）の米軍施設）
座間防衛事務所 046-265-6130（勤務先：神奈川県）の米軍施設）
富士防衛事務所 0550-82-1623（勤務先：静岡県）の米軍施設）
京都防衛事務所 075-812-1887（勤務先：京都府）の米軍施設）
岩国防衛事務所 0827-21-6195（勤務先：広島県、山口県）の米軍施設）
佐世保防衛事務所 0956-23-3157（勤務先：長崎県）の米軍施設）
沖縄防衛局 098-921-8215（勤務先：沖縄県）の米軍施設）

なお、申請者に係る枠外接種に関する証明書の内容を記録した電磁的記録の提供を防衛省から既に受けており、当該枠外接種の記録を保有している場合は、2(2)の方法に準じて対応する。

③ 製薬企業等が行う治験等

・製薬企業等が行う治験

治験実施医療機関等が実施した治験参加者への予防接種については、治験参加者から当該医療機関等が交付する新型コロナワクチン接種記録書の提示を受け、その内容をVRSに入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。

なお、治験に係る接種証明書の発行は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性等の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第14条の製造販売承認を受けたワクチンが承認された用法・用量又は当該用法・用量に相当する範囲で投与される場合が対象であり、未承認のワクチンや承認された用法・用量に相当しないワクチンを接種した場合は対象とならないことに留意すること。治験参加者に治験実施医療機関等が交付する記録書等は、薬機法第14条の製造販売承認を受けたワクチン等を接種した者に交付するものであるが、ワクチンの承認の有無については、医療機関等が発行する新型コロナワクチン接種記録書に承認番号を記載することで明らかにするとともに、承認された用法・用量又はそれに相当する範囲内であることを厚生労働省ホームページ（※）で提示するので、必要に応じて確認すること。接種証明書の発行に必要な情報に不足がある場合等は申請者の参加した治験の実施医療機関に、制度の枠組みや承認済み品目に係る情報に疑義がある場合は厚生労働省へ照会を行う。

照会先：厚生労働省 医政局 研究開発政策課 治験推進室

※ワクチンの治験参加者における海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate_00001.html

・医療機関等が行う臨床研究

薬機法第14条の製造販売承認を受けたワクチンに関する研究を目的として医療機関等が行う臨床研究の参加者への予防接種については、当該医療機関等が交付する予防接種記録書の提示を受け、その内容をVRSに入力した上で、VRSで接種証明書を発行する。

接種証明書の発行に必要な情報に不足がある場合は、参加した臨床研究の実施医療機関又は厚生労働省へ照会を行う。

照会先：厚生労働省健康局予防接種担当参事官室 03-5253-1111（内線：2928）

【留意点】

- ・ 枠外接種の接種証明書については、あくまで他の公的機関が関与する接種として自治体はその接種記録を保存し、記録した内容を証明するものである。そのため、証明書を発行する自治体が予防接種を実施したことを証明するものではなく、枠外接種の実施責任については、あくまで枠外接種を実施した者にあることについて、発行に当たって改めて申請者へ説明するなどの対応を行うことが適当である。
- ・ 枠外接種の接種証明書についても、自治体で接種記録をVRSに入力次第、新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付又はコンビニ交付が可能となるため、必要に応じてその旨案内すること。

<別紙>

「在留邦人等ワクチン接種事業」接種者情報問い合わせフォーム

申請者氏名*：

申請者生年月日*：

接種時の旅券番号：

接種年月日：

接種したワクチンの種類：

問い合わせ事項（○で囲む）：

接種年月日、ワクチンの種類、メーカー、製品名、製造番号、接種会場名

*必須項目